陳　情　文　書　表

（子ども若者はぐくみ局）

受理番号	４４９５	受理年月日	令和８年１月27日
件　　名	保育士配置基準の改善等の要請		
要　　旨	保育所は、子育てを支える施設であり、幼い子供の発達を保障し、命を守るために不可欠な社会的資源になっている。 保育所の機能拡充が進む一方で、職員配置や施設基準の改善は進まず、職員の負担増が深刻になっている。保育所での事故が増大している状況などを踏まえれば、現在の配置基準は不十分であり、子供の命と安全を守るためにも保育士増員が急務となっている。 国は2024年４月に児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を改定し、４・５歳児25人に対し保育士一人、３歳児15人に対し保育士一人としたが、期限の定めのない経過措置が設けられている。また、１歳児の配置基準引上げ（５対１）については、法令改定はされず、2025年度予算に加算措置が盛り込まれたが、要件が厳しく対象となる施設が限定されている。 全ての施設において基準以上の条件での保育を実現するために、１歳児の加算要件をなくしたうえで法令改正により基準を引き上げること、３歳児、４・５歳児は経過措置を撤廃すること、保育士等職員の負担を軽減し子供一人一人に対して丁寧な関わりを保障するために全ての年齢で基準を更に改善することが保育現場と保護者の切なる願いである。 ついては、国に対して保育士配置基準引上げの早期完全実施と更なる改善を求める意見書を提出することを願う。		
陳　情　者			
回付委員会	文教はぐくみ委員会		